証券コード　6615
2021年６月14日

株　主　各　位

埼玉県上尾市瓦葺７２１番地
ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長　大年　浩太

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５　ソニックシティ
パレスホテル大宮　３階　チェリールーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第54期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、感染予防及び拡散防止のため、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催当日の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申しあげます。

その他、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

また、当日ご来場賜れない株主様におかれましては、可能な限り書面（郵送）にて議決権の事前行使をお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.umc.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の自粛等の影響により、上期前半においては急速に景気が悪化したものの、上期後半より徐々に回復の兆しが見られました。中国ではいち早く新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、緩やかな景気回復が続いておりますが、世界の多くの地域で社会・経済活動が抑制される状況は依然として継続しております。日本国内においても年末から年始にかけて再び感染が拡大し、感染の影響が限定的であった一部の業種を除き、景気の回復には程遠い状況が続いております。

このような状況の下、当連結会計年度の売上高は1,361億79百万円（前連結会計年度比3.4％減）となりました。損益面においては、営業利益は８億57百万円（前連結会計年度は51億88百万円の営業損失）、経常利益は11億17百万円（前連結会計年度は66億９百万円の経常損失）となりました。特別利益項目については、受取保険金、新株予約権戻入益等により２億12百万円を計上しております。特別損失項目については、金融庁による課徴金、固定資産の減損損失等により10億23百万円を計上しております。この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、97百万円（前連結会計年度は125億71百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、2020年11月27日付にて産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ＡＤＲ手続」といいます。）の申込みを行い、当社にて策定した事業再生計画案について、2021年１月18日の債権者会議にて全ての取引金融機関から同意をいただき、事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。事業再生ＡＤＲ手続の成立により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しなくなったことを踏まえ、当連結会計年度から、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。

なお、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金において合計139億26百万円が計上されていますが、事業再生ＡＤＲ手続にて同意された事業再生計画の期間に亘り、全ての取引金融機関から、一定の借入金元本残高を維持する旨の同意を得ており、翌連結会計年度中に返済を予定しているものは７億71百万円となります。

当社グループは、ＥＭＳ事業とその他の事業を営んでおりますが、ほとんどがＥＭＳ事業のため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、ＥＭＳ事業の製品分野別の売上高とその他の事業の売上高は以下のとおりであります。売上高の金額については、連結相殺消去後の数値を記載しております。

イ．ＥＭＳ事業

当社グループの主たる事業であるＥＭＳ事業の売上高は1,354億58百万円（前連結会計年度比3.5％減）となりました。製品分野別の業績の概況は次のとおりであります。

（車載機器）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、自動車の生産調整の影響を受けたものの、重要保安部品の電動車向けパワーコントロール製品が増加したこともあり、売上高は731億80百万円（前連結会計年度比5.5％増）となりました。

（産業機器）

サーバ、ストレージ、ネットワーク機器、新製品の取り扱い等が寄与したものの、中国市場向けFA機器の減少等により、売上高は317億84百万円（前連結会計年度比8.3％減）となりました。

（OA機器）

主要顧客別の増減はあったものの、売上高は257億66百万円（前連結会計年度比2.0％減）となりました。

（コンシューマー製品）

日系既存顧客からの受注減少により、売上高は26億32百万円（前連結会計年度比40.8％減）となりました。

（情報通信機器）

光ピックアップが主な製品であり、売上高は８億91百万円（前連結会計年度比70.7％減）となりました。

（その他）
アミューズメント機器が主な製品であり、売上高は12億４百万円（前連結会計年度比52.4%減）となりました。

ロ．その他の事業
人材派遣業は好調に推移し、売上高は７億20百万円（前連結会計年度比5.3%増）となりました。

② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施した設備投資の総額は15億33百万円であります。その主なものは、グループ各社における生産設備等に14億36百万円であります。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度において、当社は、資本の増強と有利子負債の圧縮を実現し、財務体質の改善と中長期的な企業価値向上を図るため、2021年３月30日に、第三者割当の方法により、株式会社豊田自動織機、アイシン精機株式会社（現株式会社アイシン）、株式会社ネクスティエレクトロニクスに対して普通株式を発行し45億円、また、株式会社みずほ銀行に対して優先株式を発行し70億円を調達いたしました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 51 期 (2018年３月期)	第 52 期 (2019年３月期)	第 53 期 (2020年３月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売上高(百万円)	125,841	138,665	141,010	136,179
営業利益（△は損失）(百万円)	1,942	△769	△5,188	857
経常利益（△は損失）(百万円)	2,529	△1,828	△6,609	1,117
親会社株主に帰属する当期純利益（△は損失）(百万円)	553	△2,243	△12,571	△97
１株当たり当期純利益（△は損失）(円)	34.39	△120.48	△651.55	△5.04
総資産(百万円)	62,410	74,310	61,419	67,357
純資産(百万円)	11,978	17,384	3,414	14,923
１株当たり純資産 (円)	739.82	893.77	168.28	277.29

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。当社は優先株式の発行を行ったため、第54期の１株当たり純資産は、優先株式を控除した普通株式に係る期末の純資産により算出しております。

２．当社は、2017年６月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

３．当社は誤謬等の訂正を行ったため、第51期、第52期の財産及び損益は訂正後の数値に置き換えています。

⑶ 重要な子会社等の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
UMC Electronics Hong Kong Limited	74,892千USD	100.0%	電子機器製造・販売
UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.	9,000千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Electronics (Dongguan) Co.,Ltd.	12,250千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.	18,130千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Dongguan Plastics Co., Ltd.	63,000千HKD	100.0 (100.0)	各種プラスティック部品の成形加工、精密プラスティック用金型の製作・販売等
UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.	10,000千USD	100.0 (100.0)	電子機器製造・販売
UMC Electronics Vietnam Limited	19,800千USD	100.0	電子機器製造・販売
UMC Electronics (Thailand) Limited	1,418,000千THB	100.0 (0.1)	電子機器製造・販売
UMC Electronics Europe GmbH	2,000千EUR	100.0	電子機器販売
UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.	754,493千MXN	100.0 (0.1)	電子機器製造・販売
UMC Electronics North America, Inc.	1,400千USD	100.0	電子機器販売
UMC･Hエレクトロニクス株式会社	50,000千円	85.1	電子機器製造・販売
UMCジャストインスタッフ株式会社	100,000千円	100.0	人材派遣業務、人材請負業務、不動産管理業務、保険代理業務

（注） 1．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2．UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.、UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd.、UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.の間接所有比率（100.0%）はUMC Electronics Hong Kong Limitedが所有しております。

3．UMC Electronics（Thailand）Limitedの間接所有比率（0.1%）はUMC Electronics Hong Kong Limited及びUMC Electronics Vietnam Limitedが所有しております。また、UMC Electronics Mexico, S.A.de C.V.の間接所有比率（0.1%）はUMC Electronics Hong Kong Limitedが所有しております。

その他の関係会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社への議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社豊田自動織機	80,462百万円	34.6%	繊維機械、産業車両、自動車・自動車部品の製造・販売

（注）　第三者割当増資による普通株式の発行に伴い、株式会社豊田自動織機は、2021年３月30日付で、当社の「その他の関係会社」に該当することになりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度中に、当社の中国連結子会社及びタイ連結子会社において不適切な会計処理が行われていたことが発覚したことにより、2014年３月期から2019年３月期の訂正有価証券報告書等を提出いたしました。また、2019年12月18日に東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受けた後、2020年12月21日に内部管理体制確認書を提出しました。なお、株式会社東京証券取引所より、当社株式の特設注意市場銘柄の指定を2021年４月29日付で解除する旨の通知を受領いたしました。

当社は、前連結会計年度に監査等委員会設置会社への移行し、当連結会計年度に、指名・報酬委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、内部通報制度の拡充、事業組織改編等の施策を通じて実効性のあるコーポレート・ガバナンス改革に取り組むとともに、2020年5月29日にUMC再生計画を公表し、メキシコ拠点の閉鎖等の拠点再編、徹底したコスト削減による原価低減及び調達の合理化等の構造改革を推進してまいりました。また、株式会社豊田自動織機、アイシン精機株式会社（現株式会社アイシン）、株式会社ネクスティエレクトロニクスを割当先とした普通株式の発行、並びに株式会社みずほ銀行を割当先とした優先株式の発行により、懸案事項でありました財務基盤の強化を実現しました。

さらに、当社グループは2021年４月１日付で新しい経営体制に移行いたしました。今後も引き続き、コーポレート・ガバナンス改革、並びに構造改革を後退させることなく、更に推進してまいります。また、世界的な半導体・部品の市場での逼迫に対応し、更なるサプライチェーンの強化を図ります。そして、将来を見据えた収益の柱を構築すべく、競争力強化（製造力、最適な生産工程のご提案、お客様とのパートナーシップ等）の具現化に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社グループの事業は、ＥＭＳ事業とその他の事業で構成されており、主な取扱製品及び事業内容は下記のとおりであります。

事業区分	主要取扱製品・事業内容	
ＥＭＳ	車載機器	電動車向け電装系、起動・発電機器、エクステリア、スピードメータ類、車内環境制御機器、セキュリティ機器、カーオーディオ機器等の車載用電子機器
	産業機器	インバーター、半導体試験装置、電源、医療機器等の電子機器
	OA機器	プリンター・複写機等の電子機器
	コンシューマー製品	デジタル家電・AV・エアコン等の電子機器
	情報通信機器	光ピックアップユニット
	その他	アミューズメント機器等の電子機器、部品事業等
その他	人材派遣・製造請負、保険代理業	

⑹ **主要な営業所及び工場**（2021年３月31日現在）

会社名	名称（所在地）
当社	本社（埼玉県上尾市）、本社工場（埼玉県上尾市）、宮崎工場（宮崎県都城市）、佐賀工場（佐賀県神埼市）、技術開発センター（埼玉県上尾市）、北上開発センター（岩手県北上市）
UMC・Hエレクトロニクス株式会社	本社・工場（神奈川県秦野市）
UMCジャストインスタッフ株式会社	本社（埼玉県さいたま市）
UMC Electronics Hong Kong Limited	本社（中国　香港）
UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	本社・工場（中国　広東省東莞市）
UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.	本社・工場（中国　広東省東莞市）
UMC Dongguan Plastics Co., Ltd.	本社・工場（中国　広東省東莞市）
UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.	本社・工場（中国　広東省東莞市）
UMC Electronics Vietnam Limited	本社・工場（ベトナム　ハイズオン省）
UMC Electronics (Thailand) Limited	本社・工場（タイ　チャチューンサオ県）
UMC Electronics Europe GmbH	本社（ドイツ　バイエルン州）
UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.	本社・工場（メキシコ　ハリスコ州）
UMC Electronics North America, Inc.	本社（アメリカ　イリノイ州）

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
EMS事業	8,649（788）名	817名減（46名増）
その他の事業	8（－）名	2名増（1名減）
合計	8,657（788）名	815名減（45名増）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、期間工を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．タイ現地法人の生産増加による人員補強等により126名増加しましたが、中国現地法人やベトナム現地法人における生産性改善による人員調整、またメキシコ現地法人の解散手続き等により941名減少し、使用人数が前期末と比べて815名減少しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
218（549）名	13名増（34名減）	45.2歳	12.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、期間工を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,747百万円
株式会社商工組合中央金庫	3,421百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,936百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,833百万円
株式会社三井住友銀行	1,766百万円
株式会社東和銀行	1,707百万円
株式会社群馬銀行	1,401百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年３月31日現在）

①	発行可能株式総数	普通株式	77,173,720株
		Ａ種優先株式	7,000株
②	発行済株式の総数	普通株式	28,277,620株
		Ａ種優先株式	7,000株
③	株主数	普通株式	5,980名
		Ａ種優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社豊田自動織機	9,788	34.62
アイシン精機株式会社（現株式会社アイシン）	2,205	7.80
株式会社ネクスティエレクトロニクス	2,205	7.80
東京センチュリー株式会社	797	2.82
Ｈ・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	741	2.62
Ｓ・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	721	2.55
ＮＯＫ株式会社	689	2.44
Ｏ・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	626	2.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	623	2.21
ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ ＪＰＲＤ ＡＣ ＩＳＧ （ＦＥ－ＡＣ）	604	2.14

（注）１．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
２．上記の大株主は、Ａ種優先株式を保有しておりません。
３．Ａ種優先株式は優先株式であり、議決権はありません。

⑤　その他株式に関する重要な事項

2021年２月10日開催の臨時株主総会において、発行可能株式総数を77,180,720株、発行可能種類株式総数を普通株式77,173,720株、Ａ種優先株式7,000株に変更しております。

2021年２月10日開催の臨時株主総会において、第三者割当による募集株式（普通株式、Ａ種優先株式）の発行決議を行い、2021年３月30日付で株式会社豊田自動織機、アイシン精機株式会社（現株式会社アイシン）、株式会社ネクスティエレクトロニクスに対し、普通株式13,235,296株の割り当てを行いました。また、同日付で株式会社みずほ銀行に対し、Ａ種優先株式7,000株の割り当てを行いました。

また、上記第三者割当に併せて、当社の主要株主であった筆頭株主のＳ・ウチヤマ・ホールディングス有限会社並びに当社の株主であるＨ・ウチヤマ・ホールディングス有限会社及び〇・ウチヤマ・ホールディングス有限会社から、2021年３月25日付で当社株式4,252,856株を無償にて取得し、2021年３月30日付で同数の自己株式を消却いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙田　昭人	UMCジャストインスタッフ株式会社 取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 代表取締役会長 UMC Electronics Hong Kong Limited　董事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.　董事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.　董事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 董事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.　董事 UMC Electronics Vietnam Limited 取締役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.　取締役 UMC Electronics North America, Inc.　取締役 UMEK GmbH　取締役
取締役副社長 副社長執行役員	仙波　陽平	管理本部　本部長 UMCジャストインスタッフ株式会社 取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社 監査役 UMC Electronics Hong Kong Limited　監事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.　監事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.　監事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd. 監事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.　監事 UMC Electronics Vietnam Limited 監査役 UMC Electronics (Thailand) Limited 取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.　取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社外取締役	大年 浩太	株式会社豊田自動織機　経営役員 Toyota Industries Electric Systems North America, Inc.　社外取締役
社外取締役（常勤監査等委員）	前原 修身	工機ホールディングス株式会社　特別顧問
社外取締役（監査等委員）	尾関 純	公認会計士尾関会計事務所　代表 株式会社テクノメディカ　社外取締役（監査等委員）
社外取締役（監査等委員）	中村 克己	国広総合法律事務所　パートナー 日本ノーベル株式会社　社外監査役

（注）1．取締役の大年 浩太氏は、2021年３月31日まで社外取締役でありましたが、2021年４月１日付で代表取締役社長に就任いたしました。
2．取締役（監査等委員）の前原 修身氏、尾関 純氏及び中村 克己氏は社外取締役であります。
3．大年 浩太氏は、大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、2021年３月31日までの間、主に業務執行の決定の客観性の向上に寄与していただきました。
4．前原 修身氏は、長年にわたる企業経営の経験を有し、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できる知見を有しております。
5．尾関 純氏は、監査法人、会社社外取締役（監査等委員）での経歴で培われた経験及び公認会計士として、財務及び会計に関する知見を有しております。
6．中村 克己氏は、民間企業の法務実務や、政府系シンクタンク、社内外の調査委員会業務での経歴で培われた経験及び弁護士としての知見を有しております。
7．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、前原 修身氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8．当社は、社外取締役（常勤監査等委員）の前原 修身氏及び社外取締役（監査等委員）の尾関 純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9．中村 薫氏及び渡辺 和俊氏は、2020年８月７日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を辞任いたしました。
10．仙波 陽平氏は、2021年４月１日をもって取締役を辞任いたしました。
11．2021年２月10日開催の臨時株主総会において、佐々木 卓夫氏が社外取締役として新たに選任され、同年４月１日に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役大年 浩太氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当社と大年 浩太氏との間で締結しておりました責任限定契約は、同氏が2021年４月１日付で当社代表取締役社長に就任したことに伴い、2021年３月31日をもって契約解除いたしました。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、当社の子会社の取締役及び監査役であります。

当該保険契約により、株主代表訴訟及び第三者訴訟により被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社訴訟により被保険者が負担することになった争訟費用及び損害賠償金等は補填されないこととなっております。

当該契約の保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

④　取締役の報酬等

イ．取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年３月３日の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、恣意性を排除し公正性、透明性を確保いたします。また、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし在任中、定期的に支給いたします。その個人別の報酬額については、役位、職責、在籍年数等に応じて、他社水準、当社の業績を考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

ｃ．業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の業績連動報酬は、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結売上高、営業利益の達成に応じて設定されるテーブルをもとに算出された額を賞与として毎年１回、一定の時期に支給することといたします。非金銭報酬は、現在、報酬の内容あるいは額の定めがないため当該報酬の支払いはありません。

ｄ．基本報酬の額ならびに業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬が報酬全体に占める割合は、約14％～37％の範囲内で役位が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとし、基本報酬と業績連動報酬はおよそ70：30の割合で支給するものといたします（業績連動報酬テーブルの中間値を想定した場合）。

ｅ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定をしなければならないことといたします。取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、その答申を踏まえて決定された個人別の報酬の内容は、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) （うち社外取締役）	75 (2)	75 (2)	－ (－)	－ (－)	3 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	43 (39)	43 (39)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合　　計 （うち社外役員）	118 (42)	118 (42)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

（注）１．上表には、2020年８月７日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）２名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．業績連動報酬等にかかる業績指標は当該事業年度の連結売上高及び連結営業利益であります。当該指標を選択した理由は、取締役報酬の公正性、透明性を確保するとともに、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とするためであります。

４．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年３月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名（うち、社外取締役は１名）であります。

５．取締役（監査等委員）の報酬限度額は2020年３月27日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち、社外取締役は２名）であります。

6．個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長髙田昭人がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（社外取締役を除く）の基本報酬の額及び担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って個人別の報酬額を決定いたします。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・2021年３月31日まで社外取締役であった大年浩太氏は、株式会社豊田自動織機の経営役員でした。当社と株式会社豊田自動織機との間には資本業務提携の関係があり、その他の関係会社に該当いたします。

・社外取締役（監査等委員）前原修身氏は、工機ホールディングス株式会社の特別顧問を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）尾関純氏は、公認会計士尾関会計事務所の代表を兼務しております。当社と同会計事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）尾関純氏は、株式会社テクノメディカの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）中村克己氏は、国広総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と同法律事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）中村克己氏は、日本ノーベル株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況 社外取締役に対して期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大　年　浩　太	・当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に出席いたしました。大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の審議に際して必要な発言を適宜行っております。 ・大手自動車部品メーカーの経営役員としての知見を活かし、当社のガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。
取締役 (監査等委員) 尾　関　純	・当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査等委員会29回のうち29回に出席いたしました。出席した取締役会において、監査法人、会社社外取締役（監査等委員）としての知識・経験に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。 ・公認会計士としての知識・経験に基づき、当社の決算資料に関する助言を行っております。 ・コンプライアンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うほか、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、その職責を果たしております。

	出席状況及び発言状況 社外取締役に対して期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 前原修身	・2020年８月７日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての知識・経験に基づき、独立した観点から業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。 ・会社経営者としての知識・経験に基づき、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を行っているほか、毎月開催されている経営会議へ出席し、適宜助言を行っております。 ・コンプライアンス委員会の委員長として、ガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うほか、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担うなど、その職責を果たしております。
取締役 (監査等委員) 中村克己	・2020年８月７日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。民間企業の法務実務や、政府系シンクタンク、社内外の調査委員会業務での経歴で培われた経験及び弁護士としての知識・経験に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行の報告に際して必要な発言を適宜行っております。 ・弁護士としての知識・経験に基づき、当社のガバナンス体制の強化、取締役会運営について適宜助言を行っております。 ・コンプライアンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化、法令遵守の推進について適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る報酬等の額	363百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	407百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である東京証券取引所特設注意市場銘柄審査アドバイザリー、決算早期化の助言を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑷ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑸ 金額の表示

当社の事業報告に掲記される金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更致しました。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載金額は表示数値未満の端数を切り捨てて表示、比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**48,332**	**流動負債**	**46,419**
現金及び預金	9,170	支払手形及び買掛金	26,601
受取手形及び売掛金	19,017	短期借入金	12,642
たな卸資産	17,154	1年内返済予定の長期借入金	1,284
未収入金	984	リース債務	361
未収消費税等	1,667	未払法人税等	158
その他	341	未払金	1,306
貸倒引当金	△4	未払費用	1,388
固定資産	**19,025**	賞与引当金	688
有形固定資産	**17,877**	製品保証引当金	587
建物及び構築物	11,398	その他	1,400
機械装置及び運搬具	21,319	**固定負債**	**6,014**
工具、器具及び備品	3,609	長期借入金	3,925
土地	4,243	リース債務	986
リース資産	1,075	退職給付に係る負債	966
使用権資産	404	繰延税金負債	113
減価償却累計額	△24,335	その他	22
建設仮勘定	161	**負債合計**	**52,434**
無形固定資産	**272**	（純資産の部）	
ソフトウェア	191	**株主資本**	**15,118**
のれん	80	資本金	4,729
その他	0	資本剰余金	10,472
投資その他の資産	**875**	利益剰余金	△83
長期前払費用	270	自己株式	△0
繰延税金資産	230	**その他の包括利益累計額**	**△277**
その他	374	為替換算調整勘定	△233
		退職給付に係る調整累計額	△43
		新株予約権	**29**
		非支配株主持分	**52**
資産合計	**67,357**	**純資産合計**	**14,923**
		負債・純資産合計	**67,357**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**136,179**
売上原価		**128,526**
売上総利益		**7,652**
販売費及び一般管理費		**6,795**
営業利益		**857**
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	1	
受取地代家賃	265	
為替差益	542	
その他	241	1,062
営業外費用		
支払利息	590	
その他	212	802
経常利益		**1,117**
特別利益		
固定資産売却益	9	
受取保険金	113	
新株予約権戻入益	90	212
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	104	
減損損失	377	
課徴金	396	
特別退職金	132	
関係会社出資金評価損	3	1,023
税金等調整前当期純利益		**307**
法人税、住民税及び事業税	361	
法人税等調整額	37	398
当期純損失		**91**
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純損失		**97**

貸 借 対 照 表

（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**11,367**	**流動負債**	**17,492**
現金及び預金	4,777	支払手形	84
受取手形	572	電子記録債務	1,211
電子記録債権	716	買掛金	4,249
売掛金	2,777	短期借入金	9,501
製品	538	1年内返済予定の長期借入金	695
仕掛品	162	未払金	344
原材料及び貯蔵品	1,303	未払費用	175
短期貸付金	44	預り金	18
前払費用	175	賞与引当金	78
未収入金	225	製品保証引当金	587
未収消費税等	32	その他	544
未収還付法人税等	41	**固定負債**	**7,565**
その他	0	長期借入金	3,439
固定資産	**22,690**	債務保証損失引当金	4,098
有形固定資産	**5,019**	その他	28
建物	1,446	**負債合計**	**25,058**
構築物	77	（純資産の部）	
機械及び装置	3,766	**株主資本**	**8,970**
車両運搬具	6	**資本金**	**4,729**
工具、器具及び備品	533	**資本剰余金**	**10,472**
土地	3,195	資本準備金	4,499
リース資産	34	その他資本剰余金	5,973
減価償却累計額	△4,143	**利益剰余金**	**△6,231**
建設仮勘定	103	利益準備金	52
無形固定資産	**118**	その他利益剰余金	△6,283
ソフトウエア	117	土地圧縮積立金	27
その他	0	別途積立金	2.500
投資その他の資産	**17,553**	繰越利益剰余金	△8,811
投資有価証券	73	**自己株式**	**△0**
関係会社株式	428	**新株予約権**	**29**
関係会社出資金	2,478	**純資産合計**	**8,999**
長期貸付金	14,308		
繰延税金資産	155		
その他	108		
資産合計	**34,058**	**負債・純資産合計**	**34,058**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**24,072**
売上原価		**21,249**
売上総利益		**2,822**
販売費及び一般管理費		**3,095**
営業損失		**272**
営業外収益		
受取利息	320	
受取配当金	1	
受取地代家賃	323	
受取手数料	12	
受取保証料	27	
為替差益	81	
その他	24	834
営業外費用		
支払利息	188	
支払手数料	55	
株式交付費	40	
その他	24	309
経常利益		**252**
特別利益		
固定資産売却益	2	
新株予約権戻入益	90	
受取保険金	8	
債務保証損失引当金戻入益	6,007	6,108
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	37	
減損損失	0	
関係会社出資金評価損	3	
関係会社株式評価損	3,996	
債務保証損失引当金繰入額	3,067	
課徴金	396	7,500
税引前当期純損失		**1,138**
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	△174	△135
当期純損失		**1,003**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月31日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡　部　尚　志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池　田　洋　平	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月31日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡　部　尚　志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池　田　洋　平	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びCSR推進部（内部統制管理部門）と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月31日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）　前　原　修　身　㊞

監査等委員（社外取締役）　尾　関　　純　㊞

監査等委員（社外取締役）　中　村　克　己　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	大年　浩太（おおとし　こうた） （1960年２月９日） （重任）	1983年４月　株式会社豊田自動織機製作所（現株式会社豊田自動織機）入社 2006年６月　株式会社豊田自動織機エレクトロニクス事業部技術部長 2013年１月　同社エレクトロニクス事業部開発部長 2014年６月　同社執行役員 2016年６月　同社常務役員 2018年６月　当社社外取締役 2019年６月　株式会社豊田自動織機執行職 2020年６月　同社経営役員 2021年４月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） UMC・Hエレクトロニクス株式会社　取締役会長 UMC Electronics Hong Kong Limited　董事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.　董事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.　董事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd.　董事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.　董事 UMC Electronics Vietnam Limited　取締役 UMC Electronics (Thailand) Limited　取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.　取締役	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	たかだ　あきと 髙田　昭人 （1966年4月8日） （重任）	1991年４月　加賀電子株式会社入社 1994年６月　当社入社 2011年３月　当社常務執行役員 2015年９月　当社常務執行役員営業本部副本部長 2018年４月　当社副社長執行役員営業本部本部長 2018年６月　当社取締役副社長副社長執行役員営業本部本部長 2019年10月　当社代表取締役社長 2021年４月　当社代表取締役副社長（現任） （重要な兼職の状況） UMCジャストインスタッフ株式会社　取締役 UMC・Hエレクトロニクス株式会社　取締役 UMC Electronics Hong Kong Limited　監事 UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.　監事 UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.　監事 UMC Dongguan Plastics Co.,Ltd.　監事 UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.　監事 UMC Electronics Vietnam Limited　監査役 UMC Electronics (Thailand) Limited　取締役 UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.　取締役 UMC Electronics North America, Inc.　取締役 UMC Electronics Europe GmbH　取締役会長 UMEK GmbH　取締役	8,000株
3	ささき　たくお 佐々木　卓夫 （1956年12月３日） （重任・社外）	1980年４月　トヨタ自動車工業株式会社入社 2009年６月　トヨタ自動車株式会社常務役員 2011年６月　トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役社長 2011年６月　トヨタ自動車株式会社顧問 2013年４月　同社常務役員 2015年６月　株式会社豊田自動織機専務取締役 2016年６月　同社取締役・専務役員 2018年６月　同社取締役副社長（現任） 2021年４月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社豊田自動織機　取締役副社長	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．佐々木 卓夫氏は、社外取締役候補者であります。
３．佐々木 卓夫氏を社外取締役候補者とした理由は、大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の客観性の向上に寄与していただけるものと判断したためであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、経営的な観点から重要事項の決定や業務執行の監督等の業務を適切に遂行していただくことを期待しております。
４．佐々木 卓夫氏は、株式会社豊田自動織機の取締役副社長であり、同社グループは当社グループの売上高の10％以上を占める特定関係事業者（主要な取引先）に該当いたします。
５．佐々木 卓夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２ヶ月となります。
６．当社は、佐々木 卓夫氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告17頁をご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	前原　修身（まえはら　おさみ） （1955年５月25日） （重任・社外・独立）	1978年４月　株式会社富士通ゼネラル入社 1983年８月　日立工機株式会社（現工機ホールディングス株式会社）入社 2001年８月　同社電動工具事業グループ戦略企画部長 2006年６月　同社経営企画本部長 2008年６月　同社取締役経営企画本部長 2012年６月　同社常務取締役国内営業本部長 2013年６月　同社専務取締役営業本部長 2014年６月　同社代表取締役取締役社長 2019年４月　工機ホールディングス株式会社取締役会長 2020年７月　工機ホールディングス株式会社特別顧問（現任） 2020年８月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 工機ホールディングス株式会社　特別顧問	5,000株
2	尾関　純（おぜき　じゅん） （1956年４月３日） （重任・社外・独立）	1979年４月　東京国税局入局 1984年１月　監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 2004年５月　同監査法人代表社員 2016年７月　公認会計士尾関会計事務所代表（現任） 2017年６月　株式会社テクノメディカ社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年３月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年４月　ちよだ税理士法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士尾関会計事務所代表 ちよだ税理士法人代表社員 株式会社テクノメディカ社外取締役（監査等委員）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	なかむら　かつみ 中村　克己 （1970年10月28日） （重任・社外）	1993年４月　全日本空輸株式会社入社 1997年４月　大蔵省財政金融研究所国際交流室派遣 1999年４月　全日本空輸株式会社法務部 2005年４月　最高裁判所司法研修所 2006年10月　弁護士登録、国広総合法律事務所入所 2007年12月　日本ノーベル株式会社社外監査役（現任） 2012年１月　国広総合法律事務所パートナー（現任） 2020年８月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 国広総合法律事務所パートナー 日本ノーベル株式会社（非上場）社外監査役	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．前原修身氏、尾関純氏及び中村克己氏は、社外取締役候補者であります。

３．⑴　前原修身氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営の経験を有し、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、当社の海外展開事業の立て直しや会社組織の構造改革にあたり的確な助言と業務執行の監督等の業務を適切に遂行していただくとともに、コンプライアンス委員として当社の適正な事業活動の推進に関与いただくことを期待しております。

⑵　尾関純氏を社外取締役候補者とした理由は、監査法人、会社社外取締役（監査等委員）での経歴で培われた経験及び公認会計士としての知見を有し、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。選任後は、公認会計士としての専門的な知見を活かし、当社の会計業務の整備、強化を図るための指導、助言と業務執行の監督等の業務を適切に遂行していただくとともに、当社のコンプライアンス委員として適正な事業活動の推進に関与いただくことを期待しております。

⑶　中村克己氏を社外取締役候補者とした理由は、民間企業の法務実務や、政府系シンクタンク、社内外の調査委員会業務での経歴で培われた経験及び弁護士としての知見を有し、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。選任後は、企業コンプライアンス、リスクマネジメントを専門とする弁護士としての専門的な知見を活かし、会計不祥事を起こさない体制の構築にあたり適切な牽制機能を利かせ、業務執行の監督等の業務を適切に遂行していただくとともに、コンプライアンス委員として当社の適正な事業活動の推進に関与いただくことを期待しております。

４．前原修身氏、尾関純氏及び中村克己氏の選任が承認された場合は、３氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。

5．本総会において、前原修身氏及び尾関純氏の選任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を引き続き保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む当該保険契約の被保険者が株主代表訴訟及び第三者訴訟により負担することになった争訟費用及び賠償賠償金等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7．前原修身氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって10ヶ月となります。
8．尾関純氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年３ヶ月となります。
9．中村克己氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって10ヶ月となります。

○社外取締役の独立性に関する基準について

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。

1．当社及び当社の子会社、関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者または過去10年間において当社グループの業務執行者(注1)であった者
2．当社の現在の主要株主(注2)またはその業務執行者
3．当社グループを主要な取引先とする者(注3)またはその業務執行者
4．当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者
5．当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
6．当社グループから役員報酬以外に多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7．当社グループから多額(注5)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
8．当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
9．上記２から８のいずれかに過去３年間において該当していた者
10．上記１から８までのいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
11．その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

(注1)「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10％以上を保有する株主をいう。

(注3)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注4)「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の２％以上の額を当社に融資している者をいう。

(注5)「多額」とは、当社グループが、年間1,000万円以上の金銭その他の財産の提供、寄付または助成を行っていることをいう。

(注6)「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たにPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきお願いするものであります。

なお、当社監査等委員会がPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社グループのガバナンスを強化していく中で新たな視点での監査が期待できることに加えて、当社グループの会計監査人に求められる専門性、独立性、品質管理体制及びグローバル監査体制を有していることから、また、2021年３月30日付にて実施した第三者割当増資により筆頭株主となった株式会社豊田自動織機との監査人統一の観点もあり、当社にとって適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

（2020年６月30日現在）

名称	PwCあらた有限責任監査法人
事務所	主たる事務所　　東京都千代田区大手町一丁目1番1号 その他の事務所　名古屋、大阪、福岡
沿革	2006年６月　あらた監査法人設立 2015年７月　PwCあらた監査法人に名称変更 2016年７月　有限責任監査法人への移行に伴い、 名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更
概要	資本金　10億円 構成人員　パートナー　157名 公認会計士　906名 会計士補・全科目合格者　658名 USCPA・その他専門職員　1,196名 事務職員　240名 合　計　3,157名 関与会社　1,182社

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県さいたま市大宮区桜木町
１丁目７番地５ソニックシティ
パレスホテル大宮３階　「チェリールーム」
電話：048-647-3300

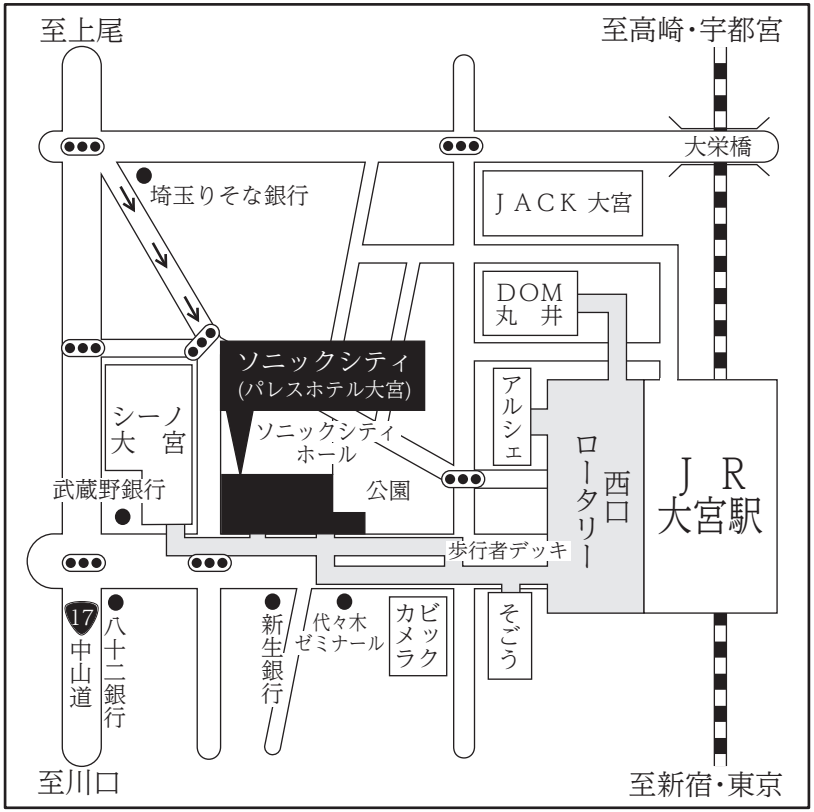

交通　ＪＲ大宮駅西口より徒歩約５分

（お願い）駐車場の用意がございませんので、公共交通機関を
ご利用くださいますようお願いいたします。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。